

# 平泉町高齢者福祉計画 (第9期)



令和6年3月  
岩手県 平泉町

---

# 目 次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	4
3	計画期間	5
4	これまでの高齢者福祉計画の分析・評価	5
5	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	6
6	考慮すべき要素（高齢者支援に関する国の主な動向）	6

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

1	高齢者等の現状	8
2	高齢者等の将来推計	11

## 第3章 計画の基本的な考え方と方向性

1	基本理念	13
2	基本目標	13
3	基本施策	14

## 第4章 施策の展開

基本施策1	地域包括ケアシステムの深化・推進	16
基本施策2	高齢者生活支援サービスの充実	20
基本施策3	健康づくりと介護予防システムの促進	23
基本施策4	高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進	28
基本施策5	認知症の人への支援策の推進	32
基本施策6	高齢者の権利擁護及び虐待防止の推進	35

## 資 料

主な用語解説	39
サービス提供体制	40
平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会設置要綱	42
平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会委員名簿	43

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化が進み、令和7年には団塊の世代が75歳以上となります。高齢化率は令和5年12月末現在41.2%となり今後さらに高齢化の進展が続くことが見込まれております。

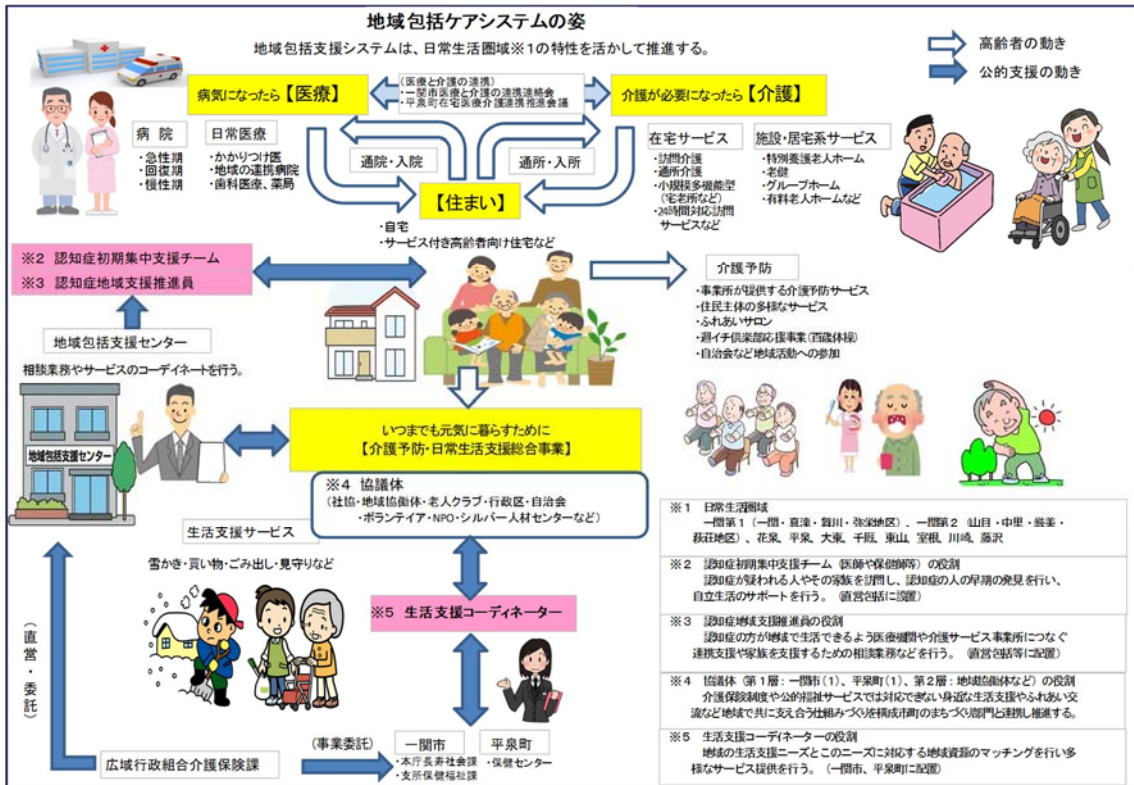
令和7年は、団塊の世代が75歳以上、令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、今後も高齢化が進むことにより高齢福祉サービスへの需要はますます高くなることが予想されます。

このような中で、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図り、深化・推進に努めてきました。

さらには、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するための、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が策定され、共生社会の実現の推進という目的に向け、国と一体となって取り組んでいくことが求められています。

本町においては、令和3年3月に策定の「第8期平泉町高齢福祉計画」に基づき、高齢者福祉サービスに取り組んできましたが計画期間が終了することから、令和6年度を初年度とする「第9期平泉町高齢福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

なお、本計画は、一関地区広域行政組合が策定する第9期介護保険事業計画との整合性を図り、新たに令和8年度までの計画を策定するものです。



一関地区広域行政組合資料

## 2 計画の性格

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定する「老人福祉計画」であり、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に基づいて、介護保険事業計画と整合性を図りながら策定し、高齢者福祉計画の今後の方向を定めるものです。

本計画は、第6次平泉町総合計画における「いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」の実現に向けた計画性のあるものとしていきます。

なお、本計画の上位計画である平泉町総合計画においては、平成27(2015)年国連サミットで採択された国際社会における共通目標「SDGs」(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の推進を図り、まちづくりの基本理念として各施策分野との紐付けを行っています。

SDGsは国連が定めた「持続可能な開発目標」の略称で、令和12(2030)年までに達成しようという目標を示しています。世界中で抱える問題を17に分類し、その目標値を設定したものです。

本計画は、17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



### 目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



### 目標11【住み続けられるまちづくりを】

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



### 目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度の3か年とし、以降3年ごとに見直しを行います。第9期計画中に、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えることを踏まえるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な見直しを考慮し計画を策定します。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和21 (2040)	令和22 (2041)	令和23 (2042)
一関地区 広域行政 組合	第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画			第14期介護保険事業計画		
平泉町	第8期高齢者福祉計画			第9期高齢者福祉計画			第14期高齢者福祉計画		
				団塊世代が75歳以上			団塊ジュニア世代が65歳以上		

### 4 これまでの高齢者福祉計画の分析・評価

高齢者福祉計画の作成に当たっては、これまでの計画の成果と問題点を客観的に分析・評価し、その結果を活用します。

また、計画素案について広く住民の声を把握するため、計画素案をホームページに掲載しパブリックコメントを実施いたします。

## 5 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係

高齢者福祉計画は、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

また、介護保険事業計画は一関地区広域行政組合において一関市、平泉町の一市一町にかかる計画として策定されることから、高齢者福祉計画とは重複しないものとして別冊として作成することになります。

## 6 考慮すべき要素（第9期介護保険事業計画の基本指針）

### （1）介護サービス基盤の計画的な整備

医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性

### （2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性  
認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組  
高齢者虐待防止の一層の推進  
地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性  
総合事業の充実化

### （3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

ケアマネジメントの質の向上及び人材確保  
ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進  
介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性

出典：厚生労働省



## 第2章 高齢者を取り巻く現状

# 1 高齢者等の現状

## (1) 人口の推移

令和5年10月1日現在の本町における総人口は6,907人で、65歳以上の高齢者人口は2,843人となっています。

人口構成を年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、高齢者人口(65歳以上)の区分別にみると、総人口に占める64歳以下の割合は令和元年の62.0%から令和5年には58.8%と減少しています。

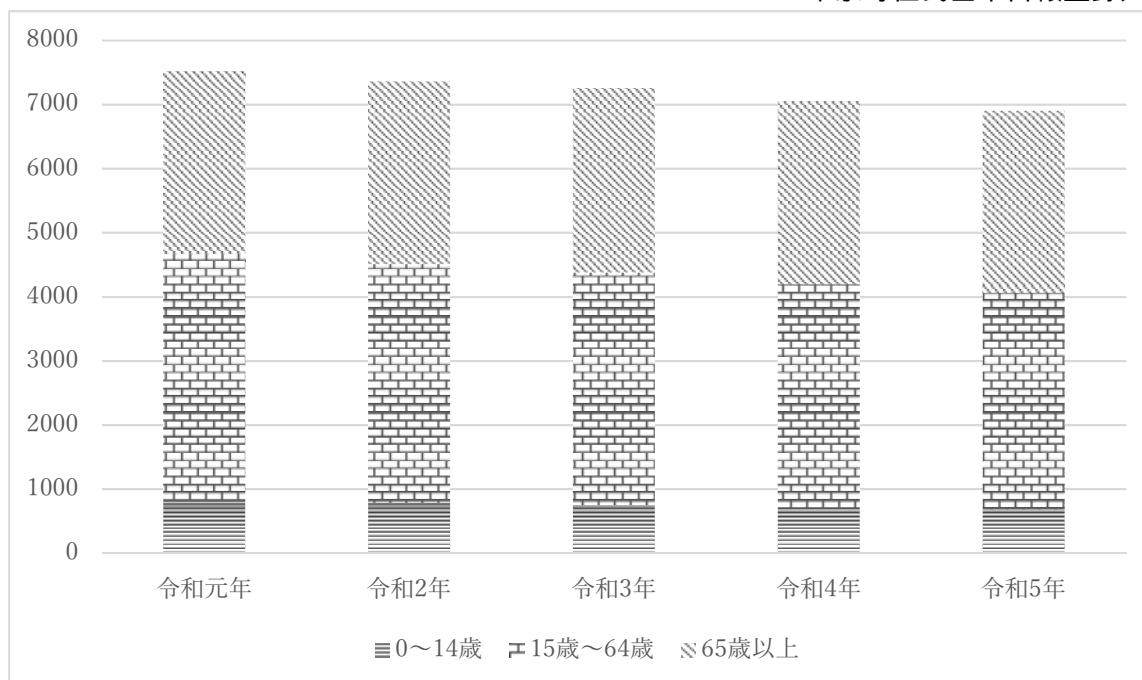
高齢者人口の割合は、年々増加しており少子高齢化が進んでいることが分かります。

### 人口構成の推移

(各年10月1日現在)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	7,522人	7,364人	7,259人	7,056人	6,907人
年少人口 (0~14歳)	839人	788人	751人	713人	683人
生産年齢人口 (15~64歳)	3,827人	3,723人	3,632人	3,487人	3,381人
高齢者人口 (65歳以上)	2,856人	2,853人	2,876人	2,856人	2,843人
高齢化率	38.0%	38.7%	39.6%	40.4%	41.1%

平泉町住民基本台帳登録人口

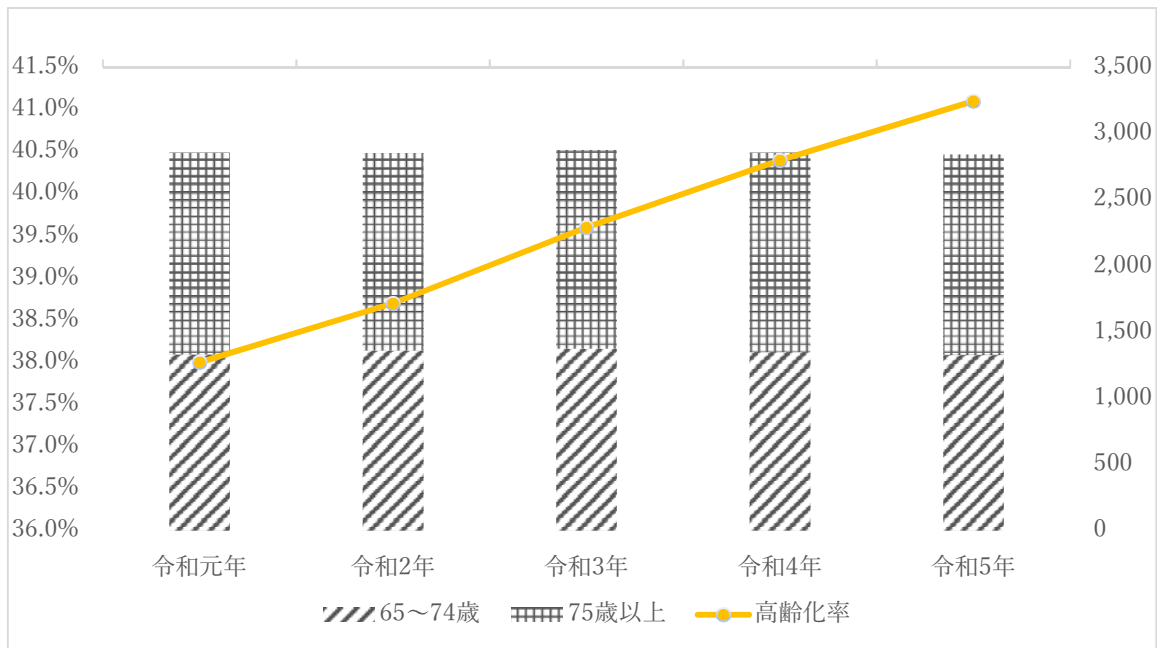


## (2) 高齢者人口と高齢化率

65歳以上の高齢者人口は、令和5年10月1日現在2,843人で高齢化率は41.1%と、町民のおよそ2.5人に1人が高齢者という状況です。

75歳以上の後期高齢者の割合は微増で推移しておりますが、65歳～74歳の前期高齢者には「団塊の世代」が含まれており、今後は増加率の上昇が見込まれます。

### 人口構成の推移



区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上	2,856人	2,853人	2,876人	2,856人	2,843人
高齢化率	38.0%	38.7%	39.6%	40.4%	41.1%
前期高齢者 65～74歳	1,330人	1,361人	1,375人	1,348人	1,326人
	17.7%	18.5%	18.9%	19.1%	19.1%
後期高齢者数 75歳以上	1,526人	1,492人	1,501人	1,508人	1,517人
	20.3%	20.3%	20.6%	21.3%	21.9%

平泉町住民基本台帳登録人口（各年10月1日現在）

### (3) 要介護（要支援）認定者の推移

高齢者人口の増加に伴い、介護保険の認定率も微増傾向であります。  
認定率者の割合は 19.7%で、町民の約 5 人に 1 人が介護認定を受けています。

#### 要支援・要介護者の状況と推移

区 分	令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援 1	54	9.9	50	9.1	50	9.0	53	9.4	53	9.4
要支援 2	60	11.0	65	11.9	78	14.0	72	12.8	79	14.1
要介護 1	111	20.3	108	19.7	97	17.4	104	18.5	116	20.7
要介護 2	92	16.8	93	17.0	102	18.3	97	17.3	104	18.6
要介護 3	79	14.4	87	15.9	90	16.1	94	16.8	75	13.4
要介護 4	79	14.4	79	14.4	83	14.9	79	14.1	71	12.7
要介護 5	72	13.2	65	11.9	57	10.2	62	11.1	62	11.1
合 計	547	100.0	547	100.0	557	100.0	561	100.0	560	100.0
認定率	19.2%		19.2%		19.4%		19.6%		19.7%	
事業対象者	17 人		9 人		11 人		6 人		3 人	

一関地区広域行政組合作成（各年 9 月 30 日時点の平泉町の数値）  
事業対象者数は平泉町保健センター作成

## 2 高齢者等の将来推計

### (1) 人口構造

令和6年から令和8年までの第9期計画期間中の人口を年齢区別にみると、全ての年齢階級で減少傾向ではありますが、高齢化率は増加している状況であり、令和6年には高齢者人口を生産年齢人口約1.2人で支える構造となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年度にかけて、高齢化率が45.2%となる見込みであり、人口のほぼ2人に1人が高齢者になる見込みです。

#### 年齢3区分別人口の推計

区 分	平成27年	令和2年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和22年
			第9期高齢福祉計画期間				
総人口	8,114人	7,485人	6,993人	6,824人	6,682人	6,537人	4,691人
年少人口 (0～14歳)	921人	826人	749人	725人	703人	681人	400人
生産年齢人口 (15～64歳)	4,520人	3,815人	3,383人	3,301人	3,193人	3,107人	2,172人
高齢者人口 (65歳以上)	2,673人	2,844人	2,832人	2,798人	2,786人	2,749人	2,119人
高齢化率	32.9%	38.0%	40.7%	41.0%	41.7%	42.1%	45.2%

平泉町人口ビジョン「将来人口の推計」(独自推計)  
独自集計のため、他の実数と合わない場合があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方と方向性

## 1 基本理念

本計画の基本理念は、国の基本指針、本町の総合計画・地域福祉計画といった上位計画のビジョン・理念を踏まえつつ、前計画の基本理念を発展的に継承し、次のように設定します。

### 基本理念

住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまち ひらいずみ

介護予防や認知症予防などの事業を推進するとともに、安心して在宅介護が受けられるよう各種団体との連携による地域包括ケアシステムの構築をさらに推進します。

## 2 基本目標

### 基本目標1 安心して地域で暮らせる環境づくり

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を継続していけるよう、認知症施策の強化や成年後見制度の利用促進、在宅医療と介護の連携を強化し医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう体制整備に向けて取り組みます。

また、地域共生社会の実現に向けた体制の整備として「地域包括ケアシステム」のさらなる推進に取り組みます。

### 基本目標2 健康づくりと介護予防・フレイル予防で健康寿命の延伸

高齢者の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が重要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行い、疾病予防、重症化予防、フレイル予防に取り組みます。

また、フレイル予防については、若いうちから介護予防に主体的に取り組めるよう支援すると共に、通いの場などの地域活動の充実に向けた仕組みづくりに取り組みます。

### 3 基本施策

本計画では、前述の基本理念に立ち、目標実現のために以下の6つの基本施策を設定し、総合的に推進を図ります。

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 在宅医療と介護の連携の推進
- ② 安心して暮らすための環境整備

#### 2 高齢者生活支援サービスの充実

- ① 在宅生活を支えるサービスの充実
- ② 災害や感染症対策に係る体制整備

#### 3 健康づくりと介護予防システムの促進

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の体制強化
- ② 各種介護予防事業の推進
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

#### 4 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進

- ① 高齢者の就労機会の拡充
- ② 多様な社会参加活動の支援
- ③ 敬老事業等の実施

#### 5 認知症の人への支援策の推進

- ① 認知症への理解と知識の普及啓発
- ② 認知症予防の推進
- ③ 認知症の人と家族を支える地域支援体制の強化
- ④ 認知症ケアパスの普及

#### 6 高齢者の権利擁護及び虐待防止の推進

- ① 成年後見制度等の普及と利用促進
- ② 高齢者虐待への対応と養護者への支援



## 第4章 施策の展開

## 【基本施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進】

高齢者が住み慣れた地域で、要介護等の状態になっても、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供するケア体制を構築しようとするのが「地域包括ケアシステム」であり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）を目途に、高齢者一人ひとりが自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要な課題となっています。

### ① 在宅医療と介護の連携の推進

#### 【現状と課題】

・医療、介護関係者等を対象に在宅医療介護連携事業推進会議を実施し、研修会や情報共有などを通じて顔の見える関係づくりや町内医療介護資源一覧表を作成など、円滑な連携体制の構築を図っています。令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の対策のため書面開催しております。

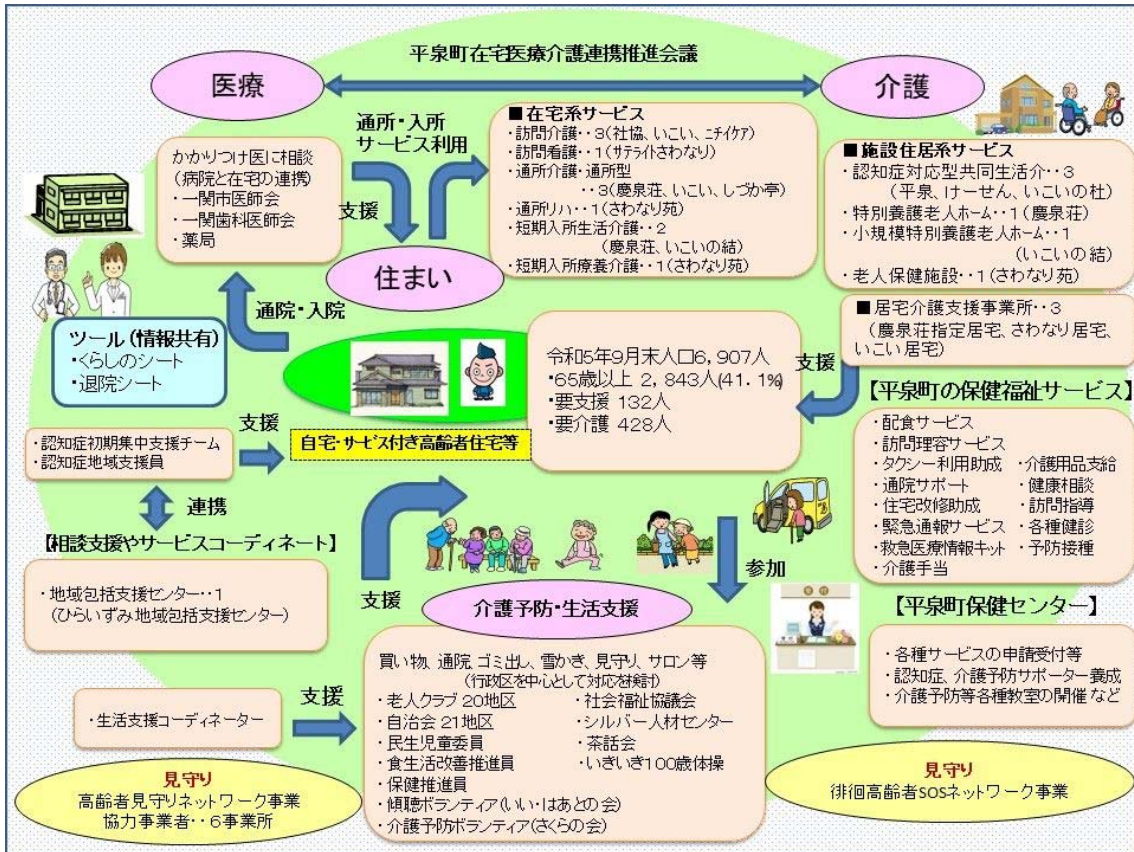
・在宅医療やACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方を広報や講座にて周知を図っています。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
在宅医療介護連携事業推進会議	回数	－	－	1回	1回
	参加人数	書面開催	書面開催	25人	
在宅医療・介護連携事業講演会	参加人数	26人 オンライン開催	中止	25人 オンライン開催	50人
在宅介護に関する講座	回数	3回	3回	3回	3回
	参加延べ人数	51人	53人	47人	60人

#### 【今後の取り組み】

・地域の医療・介護の関係機関が連携し、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供に向けて、研修会や情報共有に取り組んでいきます。

・地域住民を対象とした講座・講演会を開催し、在宅における療養生活やACPの普及啓発などに努めます。



人生の終わりで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために

## 「人生会議」

～白らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～

11月30日(土) 14:00～16:00 厚生労働省

話し合いの進めかた (例)

- あなたが大切にしていることは何ですか？
- あなたが依頼できる人は誰ですか？
- 依頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか？
- 話し合いの結果を大切な人たちに伝えて共有しましたか？

心身の状況や希望は変化する可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

白らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を「人生会議 (ACP: アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

あなたの心身の状況に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報の提供と活用がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

### ■人生会議

人生会議とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族などや医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組「ACP (アドバンス・ケア・プランニング)」のことです。厚生労働省では、11月30日 (いい看取り・看取られ) を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日として普及・啓発を行っています。

※ 出典：厚生労働省

## ② 安心して暮らすための環境整備

### (1) 地域ケア会議の推進

#### 【現状と課題】

- ・地域ケア個別会議では、多職種や住民など関係者で検討を重ねることで地域の共通課題を共有し、課題解決に向けたネットワークづくりに取り組んでいます。
- ・地域ケア推進会議では、地域包括ケアシステムを構築するため保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた検討を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
地域ケア 推進会議	2回	2回	2回	2回
地域ケア 個別会議	2回	5回	7回	8回

#### 【今後の取り組み】

「8050問題」をはじめとする複雑化・複合化した支援ニーズが増えています。地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を通じて、地域包括支援センター、地域組織や多職種とのネットワークづくりと自立支援に向けた課題の共有化等を図ります。

#### ■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、一関地区広域行政組合が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域の高齢者の心身の健康維持と生活安定のために必要な相談・援助を行っています。

地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの相談などの機能強化を図るとともに、多様なケースへの対応を検討していきます。今後も、相談体制の強化や利便性の向上に向けて取組みます。

各種相談状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談件数	1,195件	950件	1,015件
成年後見相談件数	3件	0件	0件
高齢者虐待相談件数	2件	37件	26件
消費者被害相談件数	0件	1件	2件
随時相談件数	59件	75件	205件

※ 一関地区広域行政組合資料

## (2) 見守り体制の構築

### 【現状と課題】

- ・ 住み慣れた地域で安心して日常生活をおくることが出来るよう地域包括支援センターや民生委員などと連携して情報共有を図っています。
- ・ 地域における高齢者の見守り体制の強化を図るために町内外の事業所と連携体制を図っています。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
緊急通報システム事業	利用人数	88人	81人	82人	90人
訪問給食サービス事業	利用人数	20人	22人	19人	25人
	配食数	2,077食	2,192食	2,247食	2,500食
高齢者見守りネットワーク事業	事業所数	6事業所	6事業所	6事業所	10事業所

### 【今後の取り組み】

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴い地域包括支援センターや民生委員などと連携を図りながら、福祉・介護・医療を必要とする高齢者を関係機関へ速やかにつなげられるようサービスの充実に努めていきます。

また、民間企業の協力を得ながら地域での高齢者への見守り体制の強化を推進します。

#### ■特別養護老人ホーム入所待機者数の状況

在宅での生活が困難な方を支援するためには、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境が必要となります。

一関地区広域行政組合作成の第9期介護保険事業計画における、平泉町での施設・居住系サービス建設の計画はありませんが、在宅介護サービスの充実に図りながら、必要に応じて施設整備の協議、検討が必要になります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
待機者数…①	21人	27人	14人
①のうち在宅の待機者数…②	9人	15人	4人
②のうち早期に入所が必要な待機者数	8人	12人	3人

※ 一関地区広域行政組合資料 各年度4月1日現在

## 【基本施策2 高齢者生活支援サービスの充実】

高齢者の多様化する生活支援ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実に図りながら、地域の人材や資源を活用し、リーダーやファシリテーターの育成、地域の支え合い体制の構築を進めるとともに、生活支援コーディネーターと連携しながら、サービスを担う事業主体の支援や共同体制の充実に図ります。

また、大規模災害時において要援護者となりうる高齢者への対策として、安全確保計画等に沿った支援を実施します。

### ① 在宅生活を支えるサービスの充実

#### (1) 高齢者の居住安定に係る施策

##### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムの基礎となる居住環境を確保するため、高齢者のニーズに応じた介護保険による住宅改修などの情報提供に努めるとともに、「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」等の住宅改修支援を図っています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金補助件数	3件	3件	2件	3件
養護老人ホーム入所者数	6人	5人	5人	5人

##### 【今後の取り組み】

有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅については、介護ニーズの受け皿になっていることから、一関地区広域行政組合等と情報を共有しながら、居住安定に係る情報提供に努めます。

また、身体上、精神上、あるいは環境上及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が、必要な支援を受けながら安心して暮らすことが出来るよう、養護老人ホームへの入所の措置を講じておりますが、本町に養護老人ホームは整備されていないため、近隣市町村と連携を図りながら対応します。

## (2) 生活支援の充実

### 【現状と課題】

介護を要する高齢者が増加している中で、在宅で介護をしている家族等の経済的負担や身体的負担の軽減を図るよう各種サービスの提供をしています。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
①交通弱者乗車券交付事業	利用人数	33人	34人	34人	35人
②訪問理容サービス事業	利用人数	4人	5人	5人	6人
	延べ回数	8回	8回	9回	12回
③訪問歯科健康調査	受診人数	4人	0人	1人	5人
④家族介護用品支給事業	支給人数	17人	14人	13人	20人
⑤在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	支給人数	71人	66人	67人	75人

### 【今後の取り組み】

高齢者が可能な限り自宅において、自立した生活が送れるよう、高齢者のニーズを把握しながら、在宅サービスの充実を図ります。同時に、各種サービスや支援について周知し、利用促進を図ります。

- ※ ① 非課税世帯で障害者手帳1級及び2級（視覚、下肢、体幹機能障害）又は要介護、要支援者が対象  
② 高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯で老衰、心身の障害や疾病により一般の理容サービスを受けることが困難な者が対象  
③ 在宅で暮らす寝たきり高齢者等が対象  
④ 在宅で暮らす要介護4・5の高齢者等を常時介護している非課税世帯が対象  
※原則、地域支援事業における任意事業の対象外であるが、激変緩和措置が令和9年3月31日まで延長されたことに伴い、第9期計画においても実施するものとする。なお、第9期計画に事業の縮小及び廃止について検討する。  
⑤ 在宅で暮らす要介護4・5の高齢者等を常時介護している家族が対象

## ② 災害や感染症対策に係る体制整備

### 【現状と課題】

近年、全国的に自然災害による被害が増加しており、地震や豪雨等による甚大な被害が発生しています。さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、令和5年5月8日には5類感染症に位置付けられたものの、生活に多大な影響を与えています。

高齢者の生命を守るためには、要介護認定者など災害発生時に自力での避難が難しい方は、平時から災害への備えや地域の協力体制を構築しておく必要があります。

厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症に気をつけて  
通いの場を開催するための留意点

開催の可否や実施方法については、地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、市町村の保健課や感染症に詳しい専門職と相談しながら判断しましょう。

通いの場を開催するために、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」が大切です

～感染拡大を防ぐためのポイント～

- ◆ 自分自身の健康管理にも十分配慮するようにしましょう
- ◆ 参加者の体温や体調の確認を行い、参加者名簿を作成し、記録するようにしましょう  
注：発熱などが認められる場合には、参加を断りましょう
- ◆ 参加時には、「毎日体温を計測をする」「症状がなくてもマスクを着用する」「水と石けんを丁寧な手洗いをするように呼びかけましょう
- ◆ 市町村の担当者などと連携し、参加しなくなった方の把握や参加の呼びかけを行うことも大切です

開催中は、

- ◆ 複数の人が触れる手すり、ドアノブ、テーブル、椅子などは、適宜、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム0.05%）やアルコールなどで消毒を行います
- ◆ 公民館など室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気を行います
- ◆ 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けるようにしましょう
- ◆ 会話をする際は、正面に立たないよう注意を促しましょう
- ◆ 文字（紙）や録音、マイクなどを活用するなど、大きな声を出す機会を少なくするように工夫しましょう

～体操など身体を動かす活動をする場合～

- ◆ マスクを着けて運動をする場合は、身体への負担が重く大きくなりやすいため、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなどの配慮をしましょう  
注：公園など屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合は、マスクをはずしましょう
- ◆ 熱中症予防のため、こまめな水分補給や室温調整などを行うよう気をつけましょう

～飲食を伴う活動をする場合～

- ◆ 座席の配置は、横並びで座るなどの工夫を行い、距離をとるように調整しましょう
- ◆ 会食等では、料理は個別に配膳し、茶菓は個別包装されたものを用意しましょう
- ◆ 食器やコップ、箸などは、使い捨てにしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう

自宅でできる会食のご提供体制の整備やフレンドの情報を掲載しています

厚労省 高齢者 体操 検閲

### ■ 町民への意識啓発の促進

新型コロナウイルス感染症の予防に関する啓発・周知を図るため、国の方針や新たな知見に基づく情報を、チラシやポスター等による広報で推進します。

### 【今後の取り組み】

新型コロナウイルス感染症をはじめとする多くの感染症に対して、高齢者は重症化しやすいことから、一関地区広域行政組合や介護サービス事業者等と連携し、情報の共有や予防に関する正しい知識の周知啓発など、感染症に対する備えの充実に努めます。

当町においては、平泉町地域防災計画における要配慮者に対する安全確保計画等に基づき、支援が必要な高齢者を安全かつ確実に避難させるため、関係機関との連携を強化し対策を講じていきます。



## 【基本施策3 健康づくりと介護予防システムの促進】

高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送るため、元気なうちから介護予防に取り組むことと、地域社会とのかかわりを維持するために生きがいを見つけて活動することが重要なことから、高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に積極的に参加できるよう、高齢者のニーズに合った基盤整備を進めるとともに、地域の自主的な活動において、より効果的な介護予防の取組ができるよう支援を行います。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業の体制強化

#### 【現状と課題】

- ・生活機能低下により要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者に対して各関係機関と連携を図りながら通所型、訪問型の短期集中サービスを実施し自立して地域で生活が継続できるよう事業を実施しています。
- ・身近な地域で介護予防への取り組みが継続できるよう住民主体の通いの場の支援をしています。

#### 短期集中予防通所型サービス（通所型サービスC）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
らく楽バランス アップ教室 (運動及び口腔 機能向上プロ グラム)	回 数	13回	13回	13回	13回
	参加延べ人数	110人	110人	96人	130人

#### 短期集中予防訪問型サービス（訪問型サービスC）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
おたっしゅ訪問	実人数	1人	0	0	2人
	参加延べ人数	3人	-	-	26人

#### 住民主体の通所型サービス（通所型サービスB）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
住民主体による 支援 (いきいき百歳 体操)	団体数	10団体	12団体	12団体	14団体
	参加延べ人数	5,116人	5,500人	6,614人	7,000人

### 【今後の取り組み】

・要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者に対して短期集中型サービスや住民主体の通いの場を各関係機関と連携を図りながらサービス提供体制の強化に努めます。

・地域での日常的な取り組みを継続的に行えるよう、百歳体操実施団体等に対しアドバイス等を行っていき、地域での活動が介護予防につながることを共有化し、主体的な取り組みの広がりを進めていきます。

### ② 各種介護予防事業の推進

#### 【現状と課題】

・高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持するためには、若いうちからの介護予防の取り組みが必要になります。平泉町高齢福祉・介護予防サービス一覧を全戸配布し介護予防事業の普及啓発をしています。

・介護予防として、運動機能・口腔機能向上、閉じこもり予防に関する普及啓発を推進するとともに、フレイル予防に効果的な百歳体操を継続支援しています。

#### 介護予防普及啓発事業実施状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
介護予防に関する 講話	回 数	23回	24回	26回	30回
	参加延べ 人数	398人	309人	480人	540人
コツ骨貯筋教室 (転倒予防)	回 数	7回	7回	8回	8回
	参加延べ 人数	80人	89人	136人	150人
男の介護予防教室 「じいちゃん倶楽部」 (閉じこもり予防)	回 数	6回	5回	6回	6回
	参加延べ 人数	79人	51人	68人	80人

#### 地域介護予防活動支援事業実施状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
介護予防サポーター 養成講座	回 数	3回	3回	3回	3回
	参加延べ 人数	74人	49人	58人	75人
平泉いきいき百歳体 操活動団体数	団体数	16	16	16	18

## 【今後の取り組み】

- ・介護予防への理解を深め若いうちから主体的に取り組めるよう、制度や事業参加による介護予防効果について周知を図るとともに、健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業展開に取り組んでいきます。
- ・身近な地域での住民主体の通いの場である「平泉いきいき百歳体操」を継続実施するとともに、地域で介護予防活動を行うリーダー育成とスキルアップを支援していきます。

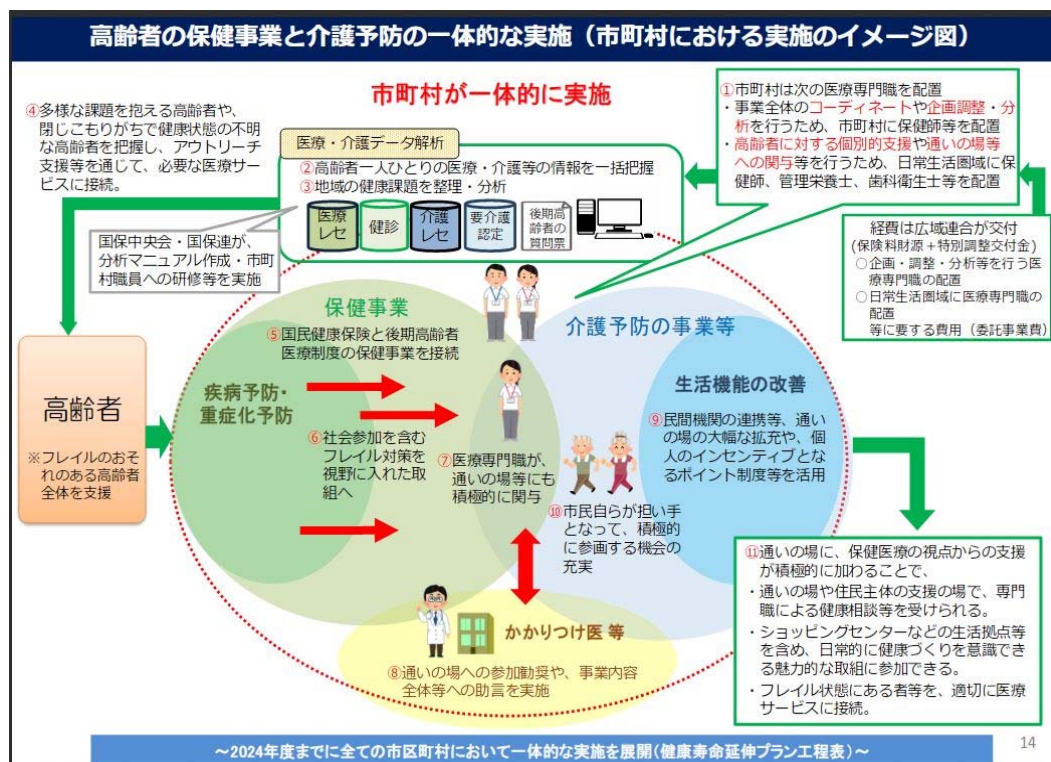
## ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

平泉町では、令和6年度より、介護予防担当課と後期高齢者医療保険担当課の2課が一体となり、岩手県後期高齢者医療広域連合等の関係機関と連携して、高齢者が抱える様々な健康課題に対応していきます。

取り組みとしては、国民健康保険における保健事業を継続した疾病予防・重症化予防と介護予防事業における通いの場を利用したフレイル( 1 )予防を行うことで健康寿命の延伸を目指していきます。

- 1 年齢とともに筋力や認知機能等が低下し、要介護状態となるリスクが高い状態です。「健康」と「要介護」の中間の状態ですが、食事や運動、病気の治療によって「健康」に戻る可能性がある段階です。

### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージ図



出典：厚生労働省

**参考 特定健康診査実施状況（40歳～74歳の平泉町国民健康保険加入者）**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者	1,550人	1,487人	1,449人
受診者	693人	687人	734人
受診率	44.7%	46.2%	50.7%
特定保健指導対象者	65人	59人	66人
うち特定保健指導事業参加者	11人	4人	10人

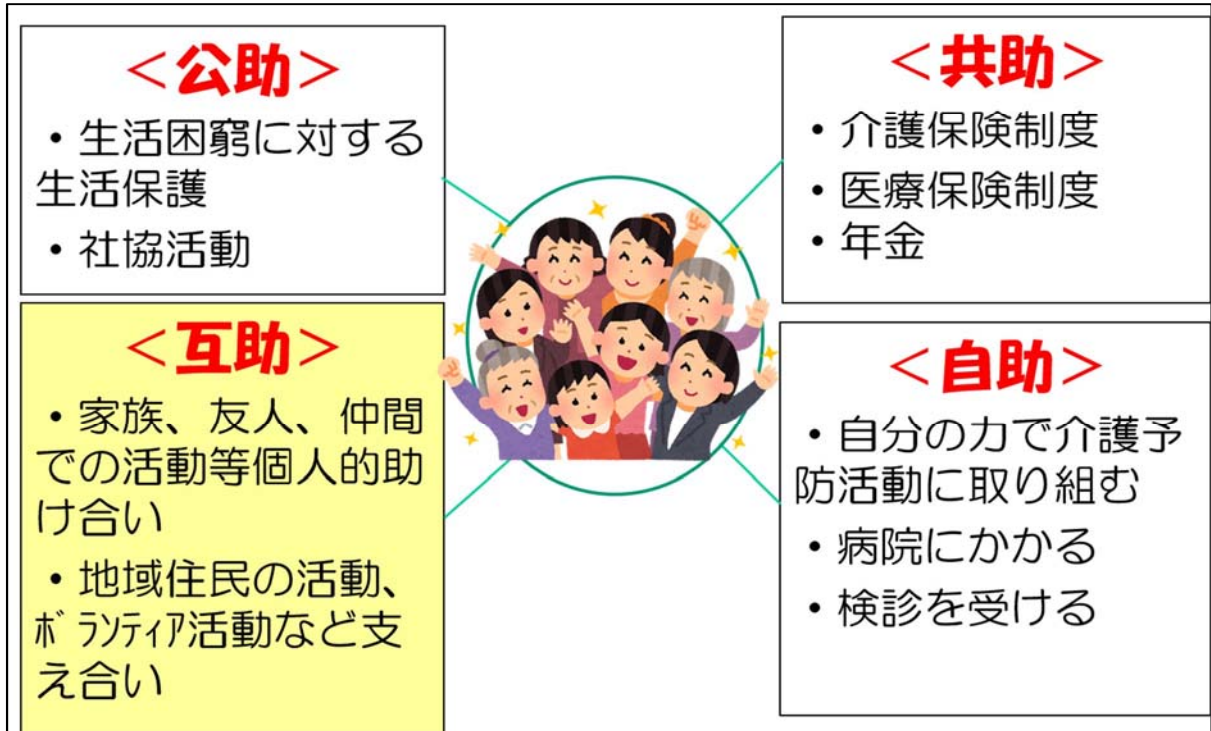
平泉町主要施策成果報告書一部抜粋

**参考 後期高齢者の基本健康診査（後期高齢者医療保険加入者）**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康診査受診者		272人	273人	310人
健診結果	異常なし	21人	13人	19人
	軽度所見	38人	57人	54人
	要指導	141人	131人	156人
	要医療 (治療中含む)	72人	68人	81人

平泉町保健活動の概要一部抜粋

# 様々な制度、支援を活用して —自ら介護予防、時には支え手に—



## 【基本施策4 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進】

高齢者が地域社会の中でいきいきと活躍できるよう、就労機会やボランティア活動をはじめとする社会参加を促進するとともに、生涯学習機会の充実や老人クラブ等の活動への参加など、活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

### ① 高齢者の就労機会の拡充

シルバー人材センターは、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高齢者の生き甲斐、健康増進、社会参加のため、その人の経験と能力希望に応じ、老人福祉の向上と活力ある町づくりに寄与することを目的に事業を行っております。

### 平泉町シルバー人材センターの状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数		87人	87人	87人
受託件数		294件	305件	264件
就業延べ人数		5,722人	6,869人	7,348人
会員平均年齢	男性	70.5歳	71.7歳	73.5歳
	女性	71.3歳	72.4歳	71.9歳
会員最高年齢	男性	88歳	89歳	90歳
	女性	83歳	83歳	84歳

平泉町シルバー人材センター総会議案書

## ② 多様な社会参加活動の支援

### (1) 老人クラブの支援

高齢者の生きがいづくりや健康づくりをすすめ、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に、令和5年現在単位老人クラブ20団体により「老人クラブ連合会」を組織し活動を展開しています。

近年はクラブ数、加入者数ともに減少傾向にありますが、老人クラブの役割を維持し、活動を支援するため補助金を交付し、老人クラブ活動の魅力を発信する等の取り組みを支援していきます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単位老人クラブ数	22クラブ	20クラブ	20クラブ
会員数	837人	743人	706人
60歳以上の高齢者数	3,431人	3,441人	3,403人
加入率	24.4%	21.6%	20.7%

### (2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が心身ともに健康な日々を過ごしていくためには、生涯学習や文化活動、スポーツ活動への参加など、社会参加の場は重要になってきます。

平泉町教育委員会が主催する、高齢者教育事業「東夷大学・東稲大学」における学習機会の提供や、町文化祭における作品展等のイベントを活用して、学習成果や作品発表を通じて高齢者の学ぶ意欲を引き出し、充実した生活が営めるような生涯学習活動を推進します。

また、高齢者が安全で楽しみながら、スポーツを通じた健康づくり活動に取り組めるよう、「いきいきシルバースポーツ大会」や「グランドゴルフ大会」などのスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めていきます。

### ③ 敬老事業等の実施

町内に居住する 80 歳以上の高齢者を対象に、多年にわたって社会の発展に寄与してこられた方々に感謝し、その長寿を祝うとともに、広く町民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることを目的に敬老会を開催しています。平泉町社会福祉協議会、平泉町民生児童委員協議会、平泉町地域婦人団体協議会、平泉町区長会及び各地区の婦人会の協力により開催されています。

今後も、より多くの高齢者に参加していただけるよう、開催内容を検討していきます。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者		1,105人	1,096人	1,061人
参加者		中止	中止	250人
参加率		中止	中止	23.6%
最高齢者	男性	99歳	100歳	101歳
	女性	105歳	102歳	103歳
お祝い品対象者	百歳	3人	8人	4人
	満88歳	61人	78人	74人
	数え88歳	84人	79人	52人
	満80歳	80人	98人	85人



けんこう  
= 健幸ポイント事業の活用 =



町では令和元年度から、自分の健康管理や健康づくりの応援として、「健幸ポイント制度」を実施しています。運動や健康教室への参加、健康診査の受診などの健康づくりに取り組んだ人が、ポイントを受け取って景品や商品券に交換できます。

高齢者自身の健康増進や介護予防につなげることや、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりの促進に「健幸ポイント」の活用が期待されます。

楽しく健康づくりに  
取り組んでケロ!!



## 【基本施策5 認知症の人への支援策の推進】

令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するとされています。

当町においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう啓発活動をしていきます。

### ① 認知症への理解と知識の普及啓発

#### 【現状と課題】

認知症に関する正しい知識の普及啓発を目的に、小中学校を対象とした「孫世代の認知症講座」、事業所や地域住民を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

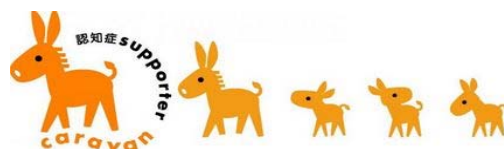
また、アルツハイマー月間(9月)には集中的に広報や町公民館と連携し、認知症普及啓発活動を実施しました。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
認知症サポーター 養成講座	回数	4回	7回	10回	10回
	参加者数	95人	186人	211人	200人
	参加 延べ人数	2,040人	2,226人	2,437人	3,000人
キャラバン・メイ ト 養成者数	養成者数	1人	1人	0人	1人
	延べ人数	16人	17人	17人	20人

#### 【今後の取り組み】

・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域、学校、事業所など多様な機会をとらえて認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい知識と理解促進に努めるとともに、若年性認知症に関する知識の普及啓発にも取り組みます。

・認知症サポーターにおけるスキルアップや活動支援を推進します。



## ② 認知症予防の推進

### 【現状と課題】

・地域における介護予防活動の場を活用しながら、運動習慣・食習慣・口腔ケア・社会参加、役割・趣味の保持など認知症予防 に質する講話を実施しています。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
脳いきいき教室	回 数	24回	24回	23回	30回
	参加延べ 人数	312人	319人	240人	320人
かみかみ百歳体 操	回 数	－	3回	－	5回
	参加延べ 人数	－	47人	－	50人
さくらの会 (平泉地区・長島 地区)	回 数	21回	18回	24回	24回
	参加延べ 人数	316人	298人	241人	250人

### 【今後の取り組み】

・各介護予防事業の場を活用しながら、認知症予防に資する活動として生活習慣病の予防、社会参加の促進、役割や趣味の保持等を継続して推進します。

認知症予防とは「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。

## ③ 認知症の人と家族を支える地域支援体制の強化

### 【現状と課題】

・認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集える「ほほえみカフェ平泉（認知症カフェ）」を月1回開催しています。

・認知症高齢者を支える家族の負担の軽減と、徘徊した高齢者を早期発見・早期対応につなげるための徘徊高齢者のSOSネットワークに取り組んでいます。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)
認知症カフェ「ほほえみ カフェ平泉」 <small>※ひらいずみ地域包括支援センター共催</small>	回 数	7回	9回	10回	12回
	参加者数	109人	57人	111人	120人
徘徊高齢者 SOSネットワーク	見守りステッ カー配布人数	4人	3人	1人	3人
	累計登録者 数	9人	11人	12人	16人

## 【今後の取り組み】

- ・認知症カフェが、認知症の本人やその家族の相談や意向支援につながるよう地域包括支援センターと連携しながら体制整備に努めます。
- ・徘徊高齢者SOSネットワーク事業を地域住民に周知するとともに、関係機関と連携を強化して、認知症の人とその家族の支援体制を強化します。

## ④ 認知症ケアパスの普及

### 【現状と課題】

認知症の人とその家族が住み慣れたまちで暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた適切なサービスができるように取りまとめた認知症ケアパス「あんしんガイドブック」を一関市と共同作成し、地域住民や関係機関に配布しながら周知を図っています。

### 【今後の取り組み】

今後、住民や各関係機関で共有し、サービスが切れ目なく提供されるよう認知症ケアパスの普及に努めます。

## あんしんガイドブック（概要版）より抜粋

### 認知症の人の生活の変化と支援

	認知症かもしれない(気づき)	軽度	中度	重度
状態	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	認知の見守りがあるが日常生活は自立	日常生活に手助けが必要
日常生活の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物忘れがある。</li> <li>● 買い物や金銭管理に入っている。</li> <li>● 日常生活は自立している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買い物や金銭管理にミスがみられる。</li> <li>● 日常生活はほぼ自立している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識が不安定、理解がうまくできない。</li> <li>● 認知の劣化や世帯の対応が人では難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知の低下が顕著。</li> <li>● 日常生活全般において手助けが必要とする。</li> </ul>
家族の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症について正しく理解しよう。</li> <li>● 普段の暮らしの中でこそ家族の変化に気づくよう心がけよう。</li> <li>● 気になる様子を感じたら、早めにサポート計画や相談機関に相談しよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護で困ったことがあるら、抱え込まずに地域包括支援センターやケアマネジャーに相談しよう。</li> <li>● 介護サービスや介護保険制度を活用しよう。</li> </ul>		

### 一関市・平泉町の認知症あんしんサービス

#### 介護予防 交流の場

- 介護予防事業
- 健康相談・訪問事業
- 老人クラブ
- 認知症の人と家族の会
- 認知症カフェ
- 忘れあいリコン

#### 仕事・役割支援

- 認知症サポーター養成講座
- ツリバー人財センター
- ボランティア活動

#### 安否確認 見守り

- 緊急通報システム
- 徘徊高齢者SOSネットワーク
- 民生委員・児童委員
- 巡回巡回係
- ネットの森市

#### 生活支援

- 高齢者福祉課
- 高齢者及び障害者に対する住まいづくり推進事業
- 移動支援サービス
- 配食サービス
- 日帰三石自立支援事業
- 成年後見制度

#### 介護保険サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 介護多機能型居宅介護
- ショートステイ
- グループホーム
- 認知症介護
- 認知症ケア
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護
- 在宅介護

#### 家族支援

- 在宅介護者の集い
- 認知症の人と家族の会
- 認知症カフェ
- 地域包括支援センター
- 認知症対応型居宅介護

#### 認知症を予防するためのポイント

認知症の発症には、生活習慣病や病気が大きく関係しているといわれています。生活習慣病の予防は、認知症の予防につながります。また、生活習慣病になった場合は症状をコントロールすることが大切です。認知症の予防とは「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても後手を留めずに済む」という意味です。

#### 運動習慣

- ウォーキングや体操にきんぐ呼吸の維持・向上になり、認知機能の維持・向上に効果が期待されています。
- 家事を行うことで体を動かしたり、重い物で乗り物を走らないうなど、意識的に歩きましょう。

#### 食生活

- 塩分・糖分は控えめに、栄養バランスのとれた食事をしましょう。
- 栄養バランスを整えると、経済、健康、高血圧、脂質異常症、動脈硬化などの生活習慣病の予防につながります。
- 青魚、野菜、くだものを食べることで認知症予防も期待できます。

#### 口腔ケア

- のどがよく噛んで食べましょう。よく噛むことは、歯に負いだけでなく、脳の血流を良くし、脳の活性化を促します。
- 食後は自覚を行い、入れ歯の方も口のケアをしっかり行いましょう。歯科予防や治療に取り組むことは、認知症の予防に有効といわれています。

#### 趣味・役割

- 園芸・読書・読書・音楽・ものづくり・パソコンなどの趣味は、思考力や集中力を働かせ、脳細胞の活動を促し、レクリエーションを行うことは、認知症予防につながります。
- 地域や家庭で役割を持ち、自分らしい生活を送りましょう。

#### 受診方法

まずは **かかりつけ医** を受診

↓ **紹介**

**専門医（医療機関）**

- 精神科
- 内科
- 認知症科
- 認知症サポート医

↓ **紹介**

**認知症疾患センター**

※ かかりつけ医がない場合や相談が難しい場合は、地域包括支援センターへ相談してください。

- 34 -

## 【基本施策6 高齢者の権利擁護及び虐待防止の推進】

認知症により判断能力が低下した場合であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら、その人らしい生活ができるよう、高齢者の財産や権利を守るなどの支援をするとともに、介護者等からの高齢者虐待などの人権侵害に対しては、早期発見、早期対応し、医療や介護関係者等との連携を強化し、高齢者の権利擁護の総合的な取組を推進します。

### ① 成年後見制度等の普及と利用促進

今後、認知症高齢者や単独世帯の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な人を保護・支援する成年後見制度の需要はより高まると考えられています。

令和6年度に、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関を、平泉町と一関市で整備する予定であることから、広報及び相談機能の強化、関係機関との連携強化や相互に協力し合う体制整備、並びに制度の普及啓発や研修会の開催など活動支援体制の整備に努めるなど、成年後見利用の支援に取り組んでまいります。

また、後見等の開始の審判請求等に係る費用や成年後見人等の報酬等、成年後見制度の利用に必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を支援するため成年後見制度利用支援事業の利用促進等を引き続きおこなっていきます。

なお、成年後見制度を利用するほどの判断能力の低下は見受けられないが、介護や福祉サービスの手続き方法がわからない、また、金銭管理に不安がある場合は、平泉町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の活用を図ります。

成年後見制度利用者数（各年度12月末時点利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見	11人	11人	18人
保 佐	3人	3人	4人
補 助	0人	0人	0人
任意後見	0人	0人	0人
合 計	14人	14人	22人

盛岡家庭裁判所

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて本人保護を図る制度です。

区分	対象となる方	援助者	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	監督人を選任することがあります
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の法人後見機関など）が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

資料：家庭裁判所HP及び法務省HPより一部修正

## ② 高齢者虐待への対応と養護者への支援

虐待防止及び早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及啓発及び関係機関との連携強化を図ります。

通報・相談があった際には迅速にコアメンバー会議を開催し、虐待の有無に関する客観的判断と、支援の方向性について決定しています。地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、被虐待者のみならず養護者への支援を行うことで虐待の終結を目指します。

### 高齢者虐待の分類と内容

区 分	内 容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

出典：厚生労働省

資 料



## 主な用語解説

### 事業対象者

65歳以上の方で、心身の状況、そのおかれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した方

### フレイル

年齢とともに筋力や認知機能等が低下し、要介護状態となるリスクが高い状態です。「健康」と「要介護」の中間の状態ですが、食事や運動、病気の治療によって「健康」に戻る可能性がある段階です。

### ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、患者さんを主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者さんの意思決定を支援するプロセスのこと

### 8050問題

「8050」とは、一般的に80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもを指し、こうした親子が社会的に孤立してしまう問題

### 生活支援コーディネーター

別名「地域支え合い推進員」と言います。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです

### 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

地域の方や、関係機関と町が手を取り合い連携することにより、高齢者が行方不明になった際、いち早く発見・保護する仕組み

### コアメンバー会議

緊急性の判断や、虐待の事実の有無を判断するなど、対応の根本となる決定を行うための会議

## サービス提供体制

### ■保健福祉拠点施設

名 称	所在地	電話番号
平泉町保健センター	平泉町平泉字志羅山 45-2	46 - 5571
平泉町社会福祉協議会	平泉町平泉字志羅山 12-6	46 - 5077
平泉町福祉活動センター		46 - 5653
ひらいずみ地域包括支援センター	平泉町平泉字志羅山 8-8	34 - 4601

### ■居宅介護支援事業所

名 称	所在地	電話番号
慶泉荘指定居宅介護支援事業所	平泉町平泉字片岡 69-7	46 - 5411
さわなり居宅介護支援事業所	平泉町長島字砂子沢 172-6	46 - 4370
いこい居宅介護支援平泉事業所	平泉町平泉字鈴沢 64-1	34 - 1511

### ■介護予防支援事業所

名 称	所在地	電話番号
ひらいずみ地域包括支援センター	平泉町平泉字志羅山 8-8	34 - 4601

### ■訪問介護・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

名 称	所在地	電話番号
平泉町社会福祉協議会指定訪問介護支援事業所	平泉町平泉字志羅山 12-6	34 - 1006
いこいヘルプステーション・平泉	平泉町平泉字鈴沢 64-1	34 - 1513
ニチイケアセンター平泉	平泉町平泉字樋渡 12-4	48 - 5036

### ■訪問看護

名 称	所在地	電話番号
一関中央訪問看護ステーションなのはなサテライトさわなり	平泉町長島字砂子沢 6-1	21 - 1881

### ■訪問リハビリテーション

名 称	所在地	電話番号
介護老人保健施設さわなり苑	平泉町長島字砂子沢 6-1	46 - 3010

### ■通所介護・通所型サービス(デイサービス)

名 称	所在地	電話番号
慶泉荘デイサービスセンター	平泉町平泉字片岡 69-7	46 - 3881
いこいデイサービスセンター・平泉	平泉町平泉字鈴沢 64-1	34 - 1512
ミニデイサービスしづか亭	平泉町平泉字長倉 10-5	34 - 2211

■通所リハビリテーション（デイケア）

名 称	所在地	電話番号
介護老人保健施設さわなり苑	平泉町長島字砂子沢 6-1	46 - 3010

■短期入所生活介護（ショートステイ）

名 称	所在地	電話番号
慶泉荘短期入所生活介護施設	平泉町平泉字片岡 69-7	46 - 3228
いこいの結短期入所生活介護施設	平泉町長島字竜ヶ坂 42	48 - 5673

■短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）

名 称	所在地	電話番号
老人保健施設さわなり苑	平泉町長島字砂子沢 6-1	46 - 3010

■地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

名 称	所在地	電話番号
リハトレしづか亭	平泉町平泉字長倉 10-5	34 - 2211

■認知症対応型通所介護

名 称	所在地	電話番号
デイサービスセンターいこいの杜	平泉町平泉字樋の沢 25-1	48 - 4812

■認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

名 称	所在地	電話番号
グループホーム平泉	平泉町平泉字日照田 133-2	46 - 5662
グループホーム「けーせん」	平泉町平泉字片岡 72-3	46 - 5516
グループホーム「いこいの杜」	平泉町平泉字樋の沢 25-1	48 - 4812

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

名 称	所在地	電話番号
特別養護老人ホームいこいの結	平泉町長島字竜ヶ坂 42	48 - 5673

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名 称	所在地	電話番号
特別養護老人ホームふくしの里慶泉荘	平泉町平泉字片岡 69-7	46 - 3228

■介護老人保健施設（老人保健施設）

名 称	所在地	電話番号
介護老人保健施設さわなり苑	平泉町長島字砂子沢 6-1	46 - 3010

※ 広域対応施設－養護老人ホーム

## 平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会設置要綱

### (設置)

第1 高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な企画及び調整を行うことを目的として、平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な調整
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) その他

### (組織)

第3 委員会は、保健、医療、福祉等の団体及び関係機関からなる15人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となり、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 委員会は、町長が招集する。

### (庶務)

第6 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

### (補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

平泉町高齢者サービス総合調整推進委員会名簿

任期：令和7年3月19日まで

	氏 名	所 属
	小野寺正輝	ひらいずみ内科クリニック
	佐藤照子	一関地区広域行政組合介護保険運営協議会委員
	千葉恵子	平泉町民生児童委員協議会
	千葉香代子	保健推進員副代表
	小野寺政雄	平泉町区長会
	大内文章	特別養護老人ホームふくしの里慶泉荘施設長
	千葉多嘉男	介護老人保健施設さわなり苑事務長
	山田一	平泉町社会福祉協議会事務局長
	小野寺祐子	平泉町地域婦人団体協議会
	千葉昭夫	平泉町老人クラブ連合会長
	千葉次男	平泉町シルバー人材センター理事長
	千葉信子	一関地区広域行政組合 介護保険課長
	千葉礼子	ひらいずみ地域包括支援センター所長
	千葉光社	平泉町町民福祉課長

事務局

	氏 名	所 属
	穂積千恵子	保健センター所長
	佐藤正和	保健センター次長
	丸山直美	保健センター主任主査保健師
	千葉一代	生活支援コーディネーター

---

---

平泉町高齢者福祉計画（第9期）

令和6年3月

発行／岩手県平泉町

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

TEL0191-46-5571 FAX0191-46-2204

---

---